



# テミス通信

第 47 号 / 2020年9月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



武庫川 髭の渡し・ススキ

酷暑も過ぎ、ようやく秋の気配を感じる頃となりました。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

近年、風水害で想定を上回る被害が頻発しています。

そこで、大阪市北区の「今こそ台風に備えよう」リモートセミナーを

所員全員で受講しました。ハザードマップと一口に言っても、

- 1) 淀川の氾濫
- 2) 局地的大雨による内水氾濫
- 3) 南海トラフ巨大地震に伴う津波
- 4) スーパー台風による高潮と、種類があるのですね。

そして、「水害は予測ができる。」というフレーズに得心しました。

事務所のBCP（事業継続化計画）作りに役立てたいと思います。

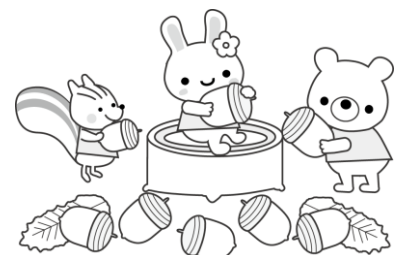
夏の疲れが出る頃、呉々もお体ご自愛下さい。

テミス通信 第47号をお届けいたします。

(佐井恵子)

弊所では、ご来客様には、マスクの着用と手指のアルコール消毒を継続してお願いしています。

また、テーブル等も、都度、消毒清掃してコロナウィルス対策と  
していますが、ZoomやSkype等の打合せにも対応します  
ので、お気軽にお申し付け下さい。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

# 「遺言書保管制度」の開始

## 遺言書を保管してもらえる新制度

昨今、終活ブームもあり遺言がより身近なものとなった雰囲気もありますが、まだ遺言を作成したことがない人が多いのが実際ではないでしょうか。価値観が多様化する現代社会に合わせて、遺言の意義やそのあり方も変わってきており、今年の7月には遺言書を法務局が保管する新制度「遺言書保管制度」(以下、本制度という。)が始まったところです。

遺言書は大きく分けて、自分で書く「自筆証書遺言」と、公証役場で作成する「公正証書遺言」に大別されます。自筆証書遺言には、紛失や改ざんのリスクが指摘されており、公正証書遺言には、費用面と公証役場で証人2人が立ち会って作成という点が容易ではないと指摘されてきました。

本制度は、この両者のデメリットを解決する制度として期待されています。

## 制度の特徴

本制度を利用するには、自分で遺言書を作成し、法務局(遺言書保管官)に預けるだけです。事前予約が必須で3900円という申請料が必要ですが、保管料などは一切発生せず、簡単な申請書を記載するだけでよいいため、遺言作成にかかる負担は軽くなりました。

本制度の最大の特徴は、検認(裁判所での遺言書確認手続)が不要となることに加え、法務局が市町村と連携して、遺言者の死亡届が提出されると、指定した相続人等に遺言書の存在を通知してくれるサービス(通知制度)があることでしょう。これにより、せっかく作成した遺言が発見されないという不安はなくなります。



法務省 ポスター

ただ、注意点があります。あくまで遺言書を預かる法務局は、形式的な審査(名前や日付、押印があるかどうか)しかしないので、内容の相談やアドバイスはしてくれません。そのため、公正証書遺言のように法的内容の有効性まで担保されませんので、いざ相続が発生した際に、遺言書の不備で遺言者の遺志のとおり相続されない可能性があります。この点は、我々司法書士等の専門家が最終的な内容確認など、作成段階で関与する必要性を感じます。

		費用	手軽さ	紛失 リスク	改ざん リスク	相続後 の検認	遺言書の 発見しやすさ	法的不備 (相続手続きに使用 できないリスク)
自筆証書 遺言	自分で 保管	ほぼ かからない	易	ある	ある	必要	△	ある
	法務局 で保管	安い	易	ない	ない	不要	○ 通知制度	ある
公正証書 遺言	公証役場 で保管	財産額に 比例	難	ない	ない	不要	○ 検索システム	低い

## 山添の申請体験記

私は30代前半ですが、遺言書を書くのはこれで3回目になります。1度目は5年程前に遺言セミナー講師をした際、紺屋の白袴と言われたいよう自分も書いたものでした。2度目は、その数年後に子供が生まれた時に書き直したものです。

1度目、2度目の遺言とも書くメリットがありました。1度目は、妻と結婚して間もない頃であり、自分が亡き後の相続人は「妻」と自分の「両親」になります。遺言作成の最大のメリットは、相続人が遺産分割の話し合いをしなくて良いことです。新婚間もない妻と私の両親に相続のことで話し合ってもらうのは面倒なことで、揉めないとも限らないので、何を相続させるか遺言を書いておけば安心でした。

2度目は、子供が生まれたため、相続人は「妻」と自分の「子」に変わりました。今度は揉めるといふより、話し合えないだろうから遺言を書く必要があります。言葉もしゃべれない「子」に遺産分割協議をしろといつても無理です。この場合少々やかかいで、遺言がないと未成年の「子」の代わりに裁判所に「特別代理人」を選んでもらい、この代理人と「妻」が遺産分割協議をする必要があるのです。私が遺言を書いておけば、妻がこのようなことを考える必要がなくなります。

3度目は今回です。2人目の子供が生まれ、書き直さねばとついていたため、本制度の開始は朗報でした。

8月、家族が寝静まってから遺言書を書き、法務局に予約を取りました。今回の遺言書は、前とは違つ自分亡くなった後に、遺言書の存在を知らせる手紙が家族に届きます。なんだかタイムカプセルに入れる手紙を書いている気分です。

私が書いた遺言書はA4用紙に2枚。遺言の内容自体は単純で、「妻に相続させる」と書いて、「子供の為に使つてくれ」と書きます。これだけで未成年の子供の特別代理人を考えなくてよくなるからです。

2枚目は全て家族へのメッセージにしました。2人の子供が何歳頃にこの遺言を見るだろうと思つながら書くと変な気分でしたが、読んでいる姿を想像すると面白いものです。やはり、残された家族へのメッセージを残すことができるのが、遺言の本質だと思つました。

法務局の申請手続きは30分もかかりません。私は手続き終了後に、法務局の担当者に「仮に家族へのメッセージだけでも保管してくれるのか？」と聞いてみました。『こちらは遺言内容は審査しませんから、名前と日付と印鑑があれば保管します。』と言います。3900円でタイムカプセルが残せるなら、安い物だと思つます。

ちなみに、私が作成した遺言は、子供が未成年であることを想定した遺言であり、子供が成人したらこの遺言書を書き直すつもりです。

若くても、遺言は何度でも書き直せるので、気軽に書けば良いと思つます。遺言はある意味残される家族への思いやりであり、遺言を書く時間は、自分や家族と向き合える貴重な時間となります。

遺言に興味のある方は、是非この制度を利用してつてほしいと思つます。



(山添健志)

## スタッフ紹介・拡大版 ～コロナ以降変わったこと～

新型コロナウイルス流行により、今までの生活スタイルが大きく変わりました。ウィズコロナ時代の「新しい生活様式」への移行には、まだ時間や意識変革が必要で、困難な道行きとなりそうですが、私たちの変わったこと、感じたことをお伝えします。



交代制リモートワークから通常業務形態に戻った頃、体温の低下や体力の減退に驚きました。毎日通勤することで体力を維持していたでしょう。

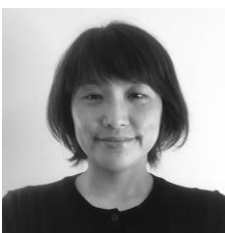
その頃からの習慣として、毎朝体温を測り、体重、血圧をスマホに記録するようにしています。私のスマホは、トップシークレット満載となり、取扱要注意になりました。

(司法書士 佐井恵子)



幸いにして私たちはコロナウィルスの影響も、まあ…なんとか、慣れないリモートワークも行いながらも、概ね通常通りに仕事ができ、大変ありがたいことでした。

しかし連日、飲食店やアパレルメーカーの休業が報道されました。身近なところでは事務所近所のお店も座席数を減らしたりテイクアウトを始めたりと工夫をされています。私の好きなお店が当たり前に、ずっと営業できるわけではないことに気づかされました。ネット通販は便利で、自粛以前から利用していましたが、最近店舗を応援したい気持ち——この場所にこの店がないと不便だな、続いてほしいなという意識で買い物をしています。(事務局 佐井陽子)



我が家は私も含め、食いしん坊ばかりで、ステイホーム期間は外食できないことが特に悲しいということで、家での食事を工夫するようになりました。ハンバーグを食べに行きたいときは、某チェーン店風のサラダを添えて、盛り付けも真似て外食気分を味わったり、焼き鳥を食べに行きたいときは、外で七輪で焼いてみたり、ピザを食べたいときは、ピザ屋のメニュー表をみながら、オーダーをとってできる限り似たものを作ってみたり…プロには遠く及びませんが、以前より家での食事をイベントとして楽しむようになりました。

(事務局 後藤葵)

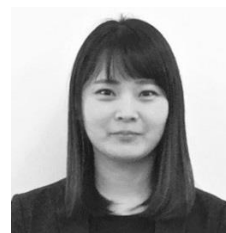


外食しなくて良いよう、毎日お弁当を妻が作ってくれています。めっきり飲みに行くことも減り、帰りにお酒を買って家で飲むこと

が増えました。

あと、エレベーターのボタンを肘で押すようになりました。これは腕と体が疲れま

す本当に。。。(司法書士 山添健志)



帰宅後すぐにシャワーにかかると、コロナだけでなくインフルエンザなどにもかかりにくくなるという噂を耳にしたので、帰宅後はまず

シャワーに入り自分のもとより家族にも感染が広がらないように気をつけるようになりました。最近は酷暑が続いているので、さっぱりして一石二鳥です。さらに、就寝直前にお風呂に入っていた頃と比べ心なしか質の良い睡眠が取れているような気がするので一石三鳥の気分です。

(事務局 和田梢)

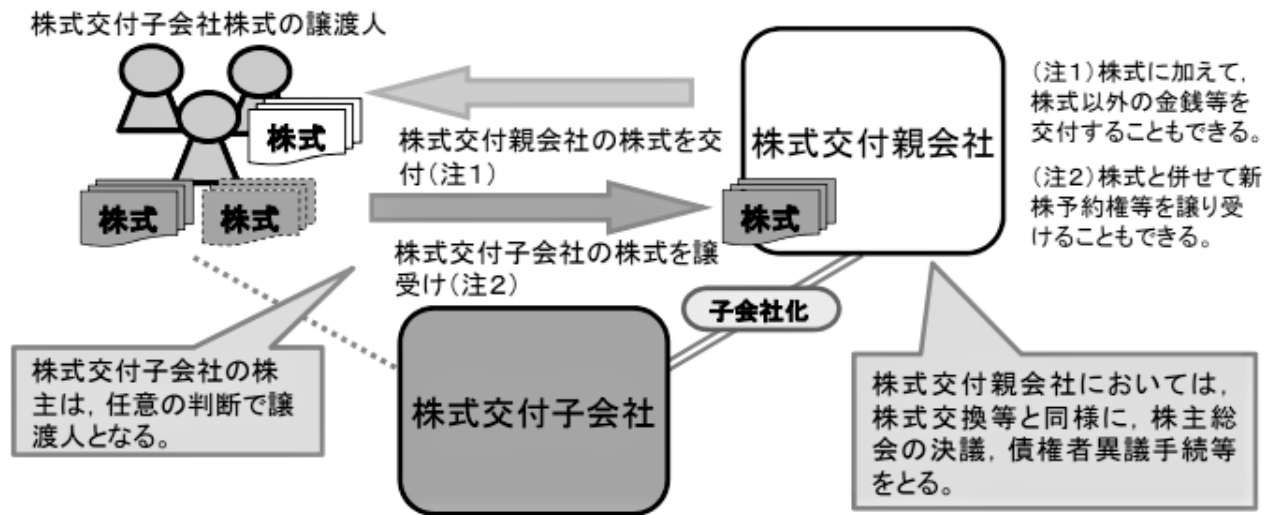


# 会社法改正 株式交付制度

主に、ベンチャー企業などを対象とするM&Aのツールとして期待される、**株式交付制度**が創設されました。令和元年12月11日に公布され、1年6ヶ月以内に施行されます。

現状、他の会社（B社）の全株式を取得して完全親会社（A社）となり、B社をA社の100%完全子会社とする「**株式交換制度**」があります。B社の株主は、B社の株式を失う代わりに、A社の株式を受け取ります。

「**株式交付制度**」は、これとよく似た制度ですが、100%に満たなくとも議決権割合の50%超の株式交付子会社（B社）とすることを目指し、その対価として交付親株式会社（A社）の株式を交付するものです。A社は、株式交付計画を作成し、株主総会の決議を経て買収に取りかかり、B社の株主は、応じるかどうかを自分で判断、その総数が計画を下回らなければ、株式交付は成立します。B社株式が自由に譲渡できない株式の場合は、B社は、株式譲渡承認手続の中で防衛することになります。また、A社は、株式に加えて、株式以外の金銭等を交付することもできます。何れにしてもA社にとっては、資金調達負担軽減がなされ、大規模な買収も容易となることが期待されます。（佐井恵子）



法務省ホームページ「会社法の一部を改正する法律について」 法律概要より抜粋

## ご近所探訪 ～リバーサイドビルディング編～



写真左下（きりう不動産信託株式会社様提供）

左写真が南西から見た川側、右写真が北面正面側ですが、表裏どちらも、端から端までガラス窓が走っているので屋内がとても明るく、広々して見えます。「高速道路の構造を引用したと伝え、構造壁を集約・・・（大阪文化財ナビ）」と、実はなかなか高度な設計のようです。モザイクタイルの壁面の色が土佐堀川ととても調和していました。（佐井陽子）

佐井事務所から20分、京阪渡辺橋駅から徒歩すぐ、土佐堀川に面して建つ「リバーサイドビルディング」に行ってきました。昭和40年建設、現役のオフィスビルで、設計者の岸田日出刀は東大安田講堂の設計者の一人です。左写真の左下、高層ビルに囲まれた横長の建物がリバーサイドビルディングで、平成28年に国の登録有形文化財に選ばれました。



## 会社法改正 ～ホームページで総会資料を公開～

会社法改正の話の続きです。株主総会開催準備にかかる日数や印刷費、郵送の手間といった手続の合理化を狙って、株主の個別の承諾がなくても、総会資料をホームページ等で提供する「電子提供制度」が始まります。

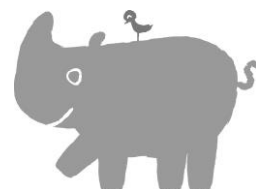
総会資料としては、参考書類、議決権行使書面、事業報告および計算書類、連結計算書類が該当します。上場会社については、この制度の採用は義務となり、非上場会社については任意に定款変更をして、制度を採用することができます。招集通知を手にして総会場に出向く、そんな風景も変わりますね。準備期間を想定して、令和5年施行が予想されます。（佐井恵子）



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。杉本葵様、岸田浩様、梅新東法律事務所様、株式会社アイ・エヌ・エス 松本典子様 ありがとうございます！ 確かにお待ちしております！

### テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・コロナ禍の中、マスクで外出は辛いですね。熱中症対策もあり、今年は、女性に限らず、男性や子どもたちにまで、日傘が注目されています。9月に入っても未だしばらくは手放せません。私の選択基準は、折りたたみで、一番軽量で、雨傘としても優秀なことです。日傘だけは迷いません。あっという間に買い物ができてしまいます。
- ・ご依頼いただいている財産承継業務で、金融機関での相続手続に要する期間が、格段に伸びています。相続が発生してから10カ月以内に相続税の申告と納税が必要になるところ、相続財産の調査に時間がとられ、とても間に合わないケースがあります。心配していましたが、国税庁より、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告が困難な場合は、申請を行った人に限り、申告期限（申告期限と納税期限）の延長を認めるという救済措置が公表されているとのこと。とはいえ、早く終わることを相続人の皆さんは望んでおられると思いますので、できるだけ早く完成できるよう工夫を重ねていきます。
- ・「教育資金贈与信託」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」を利用する信託銀行などの商品です。同じ制度によりますが、調べて見ると、銀行によって使い勝手は様々でした。教育費を一旦立て替えずに済む「事前支払い方式」を認めているか、店頭や郵送に限らず、インターネットでの払い出しが可能か、スマホアプリで領収書の提出ができるかなどに注目して、どこに預けるか選んではいかがでしょうか。（佐井恵子）



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>